

平成29年度第3回安全パトロール報告 安全技術教育委員会

ブランク作業、6つの最低条件

- 保護帽の着用
- 安全帯の装着・使用
- 清掃用具の落下阻止の措置
- 立入禁止区域の確保
- ライフラインの設置
- 墜落阻止器具の使用

実施日 平成29年12月5日(火):晴

パトロール地域 東京都中央区

実施スタッフ

東京労働局 今井産業安全専門官
 G C A 浅香会長
 G C A 佐元専務理事
 安全技術教育委員会 大山安全技術教育委員長
 広報委員会 中原広報副委員長
 *オブザーバー 北山業務課 専任講師 (AM参加)
 *オブザーバー 豊田事務局職員 (AM参加)
 *以上、公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 敬称、略

パトロール内容

ブランク作業：5件(会員3件・一般2件)

- | | | |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 保護帽の着用状況
・墜落時保護用○…………… 5件</p> | <p>② 安全帯の装着・使用状況
・垂直面用○…………… 2件
・フルハーネス型○…………… 2件
・1本吊り用○…………… 1件</p> | <p>③ 清掃用具落下阻止措置
・すべてあり○…………… 5件</p> |
| <p>④ 立入禁止区域確保状況
・区画確保○…………… 5件</p> | <p>⑤ ライフライン設置状況
・あり地上まで達する○… 5件</p> | <p>⑥ 墜落阻止器具使用状況
・グリップ・スライド切替式○ 2件
・グリップ式○…………… 2件
・グリップ式使用方法× …… 1件</p> |

【ブランク作業労働災害防止の4M】

Man(人)：ヒューマンエラー防止対策となるKYTの実施

Management(管理)：教育・訓練の実施



Media(作業方法)：作業計画に基づいた作業手順書の活用

Machine(物)：ブランク作業用具の作業開始前点検の実施

*ケース5左下写真、参照
～労働安全衛生規則～

(作業開始前点検)

第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、安全帯及び保護帽の状態について点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

左上写真左側は、安全パトロールで実際に使用していた摩耗した接続器具(下降器)。左下写真左側は、酸性洗剤で汚染して、ネジ式はずれ止め装置が可動しない緊結具のカラビナ。右写真左側は、鋭利な建物角部で多用し、切断防止措置となる穴の開いた巻き付け型養生材。写真3点右側は、未使用品。

～すべて、GCA会員提供品で、ロープ高所作業(ブランク作業)特別教育実技教育の教材～

ケース1 ブランコ作業*特別教育修了(中央区八重洲/経験17年/会員)



立入禁止区域の移設中。手前と奥のコーンバーは盛り替えのため、外した状態。



右奥作業員のロープの移設中。墜落防止措置がなく、×。改善事例は、下写真2点。



堅固な鉄製フェンスの支柱に安全帯のランヤードのフックを連結し、パラベット上で、ロープの移設作業。



ライフラインに墜落阻止器具を連結し、身体保持器具(ブランコ台)搭乗直後に、ランヤードを外す。

保護帽の着用	良好：墜落時保護用を使用
安全帯の装着	良好：フルハーネス型安全帯を使用
清掃用具の落下阻止の措置	良好：それぞれの清掃用具にカールコードでOK
立入禁止区域の確保	良好：地上監視員を配備し、カラーコーンとコーンバーで区画
ライフラインの設置	良好：地上まで達する
墜落阻止器具の使用	良好：グリップ・スライド切替式墜落阻止器具を使用

GCA安全パトロール指導員からの指導事項

指導事項は、2点。

- ①メインロープとライフラインの設置と移設を繰り返す、パラベット上での墜落防止措置を指導。
 - ・設置ポイント上の作業員の動線部に、墜落防止用の水平親綱を設置し、安全帯のランヤードを連結し、作業員の墜落防止措置を図る。
 - ・左下写真のとおり、堅固な鉄製フェンスの支柱に安全帯のランヤードのフックを連結し、作業員の墜落防止措置を図る。

以上、いずれかの措置を施し、ライフラインに墜落阻止器具を連結し、身体保持器具(ブランコ台)搭乗後に、ランヤードの安全帯側のカラビナを外す。(特別教育実技手順)

- ②メインロープとライフラインの設置箇所が一つの丸環のため、それぞれのロープの余端をその延長線上の鉄製フェンス支柱に結び付け、ほどけ止めの措置を施す。右下写真、参照。

これ以上の閲覧をご希望の方は
こちらからご購入ください。